

加賀市準市内業者認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、加賀市の建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務における入札参加資格者名簿に登載された者のうち、準市内業者を認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として、加賀市内に支社、支店、営業所等（建設業にあっては建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第3条第1項の許可を受けた従たる営業所をいう。以下「支店等」という。）を有する者をいう。

(認定要件)

第3条 準市内業者の認定要件は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

(1) 事務所の形態

ア 建物は自社の所有であること。もしくは自社名義で賃貸借契約を締結していること。

イ 建物を他の事業者と共同して使用する場合、壁等で物理的に分離していること。

ウ 従業員等の住宅と兼用である場合には居住部分と区分していること。

エ 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が外部から見える場所に表示されていること。

オ 業務を行うに当たり必要となる事務用什器類（机・椅子・テーブル等）や、事務用機器（電話、パソコン等）が備え付けられていること。

カ 電気・上下水道の公益事業者と自社名義で供給契約を締結していること。または、使用している実態が確認できること。

キ 電話・ファクシミリ等により常時連絡がとれる体制となっていること。常時不在転送電話となっていないこと。また単なる取次ぎや単なる連絡員とみなされる人員のみの配置となっていないこと。

(2) 営業活動の実態

ア 営業活動に係る帳簿類（経理簿、見積書、契約書等。建設業にあっては、法第40条の3の規定による帳簿を含む）を備えていること。

イ 営業活動に係る従業員の出勤簿等を備えていること。

(3) 人的配置の状況

ア 責任者（建設業にあっては建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第3条に規定する使用人）が常勤していること。なお、当該責任者が営業

活動を行うことを妨げるものではない。

- イ 建設業にあっては、法に規定する専任技術者が常勤していること。
- ウ 従業員として市内に住民登録のある者を1名以上雇用していること。なお、当該従業員が常勤の従業員でない場合、週3日以上勤務し、かつ週の所定労働時間が15時間以上であること。
- エ 配置人員が準市内業者の認定を受けようとする支店等以外の営業所と兼務となつていないこと。

(申請書類等の提出)

第4条 準市内業者の認定を受けようとする事業者は、準市内業者の入札参加資格要件認定に係る申請書（様式第1号）を競争入札参加資格審査申請時または資格内容変更の申請時に提出するものとする。

(準市内業者の認定)

第5条 準市内業者の認定は、入札参加資格者名簿への登載をもって行うものとする。

- 2 前項の認定の有効期間は、前項に規定する登載日現在における市の入札参加資格者名簿の有効期間と同一とする。
- 3 認定後に支店等を廃止もしくは第3条に規定する認定要件を欠いたときは、申請者は、速やかに市に報告するものとする。
- 4 前条により提出された申請書または、前項による報告を審査した結果、第3条に規定する要件を満たしていないと認められる場合は、準市内業者としての認定を行わないまたは取り消すものとする。

(実態調査)

第6条 第4条の申請内容の確認を行うため、市は必要に応じて支店等の実態調査を実施することができるものとする。

附 則

この基準は、令和7年12月1日から施行する。